

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年9月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第11号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成28年7月27日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 102,600円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 32歳男性
- 3 事故の概要
平成28年5月6日午後3時頃、市道広田平松線を自動車で行中、道路上にできた轍を通過したところ、車両の底を擦り、損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 102,600円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 32歳男性

3 事故の概要

平成28年5月6日午後3時頃、市道広田平松線を自動車で走行中、道路上にできた轍を通過したところ、車両の底を擦り、損傷した。